

産業廃棄物の処理に関する特記仕様書（例）

第1条 本工事で発生した産業廃棄物の処理を委託する場合にあつては、原則として、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。

第2条 紙マニフェストを使用する場合には、次のとおりとする。

- （1）理由を付した届出書を搬出予定日15日前までに提出しなければならない。
- （2）監督員の現場巡視時におけるマニフェスト伝票の交付状況の確認及びマニフェスト伝票の無作為サンプリングによる処分業者への照合作業の対象工事となる。
- （3）産業廃棄物規制担当部局による受注者等への立ち入り検査の対象となるので、調査に協力すること。

第3条 受注者は、産業廃棄物が適正に処理されているかどうかの確認を監督員から求められたときは、これに応じなければならない。

※個々の案件により、若干の文言・様式の差異があります。